



琉球大学

University of the Ryukyus

Title	1. 那覇市の地域自治組織
Author(s)	宮地, 順子; 島仲, 徳子; 太田, 浩一; 饒波, 正博; 嘉数, 学; 濱里, 正史
Citation	地域自治組織の現状と課題 - 調べてみて、こんなに独特 いろいろ創意工夫、沖縄の自治会 -: 21-45
Issue Date	2010-02-05
URL	http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25756
Rights	

琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ
University of the Ryukyus Repository



地域自治組織調査報告

1. 那覇市の地域自治組織

全体要約

今後の那覇市における地域自治とそれを担う地域自治組織の再生や創設の参考に供することを目的に、那覇市内各地区の地域特性に配慮して、いくつかの適当と考えられる地域を調査した。調査対象地域は、戦前から地域共同体が存在する地区のなかから地域バランスに配慮して、首里赤平町自治会、字小禄自治会、繁多川自治会を選定した。さらに、意識的・人工的に結成された自治会の例として、銘刈新都心自治会、県営A団地自治会、市営B団地自治会をとりあげた。

調査の結果、「安全・安心で住みやすいまちづくりのためには、地域自治及びそれを担う地域自治組織の充実が有効である」との知見が得られた。さらに、地域コミュニティの再生もしくは創設に際して重要なこととして以下の諸点が明らかとなった。

- ①地域コミュニティの活動拠点となる中核施設が存在する。
- ②地域コミュニティ活動をリードできるキーパーソンが存在する。
(できれば、キーパーソンと中核施設はセットが望ましい)
- ③中核施設とキーパーソンを中心に地域のネットワークが形成されている。
(まちづくりNPOなどパートナーとなる外部組織があればなお良い)
- ④祭りやイベント、子供に関連する行事など、地域をつなげる仕掛けが存在する。
- ⑤以上を支えるために必要な財政が安定的に確保できる。
(不動産収入などの自主的な財源があればなおよい)
- ⑥地域への愛着が地域自治への参加に繋がり地域自治への参加が地域への愛着に繋がる。

序説

周知の通り、沖縄戦において、現在の那覇市域は、物理的にも人的にも徹底的に破壊されただけでなく、地域コミュニティの側面でも大きなダメージを被った。戦後復興は、米軍統治下においてなされたため、都市計画や土地利用計画が不在のままスプロール的な市街地形成が進展するとともに、急速な都市化により、“寄留民”と呼ばれる地域外からの流入人口が各地区で急増した。

最近では、復帰後の整備もあり、社会インフラや市街地形成など物理的な側面では、一定の復興を果たしたかのように見えるが、地域コミュニティからみた再生は未だ果たされていない。さらに言うならば、最早、戦前のような地域コミュニティに戻すことは事実上不可能となっており、現実的な課題は、意識的・人工的に地域コミュニティを再生するこ

とにより、地域の自治を回復することであるといえる。

われわれの問題意識の出発点もそこにあったが、いざ調査を進めようとする段階で、さらにその背景にある根本的な問題に突き当たった。それは、地域自治あるいはそれを担う地域自治組織というものは必要不可欠なもので、意識的・人工的に再生すべきものなのかどうかということである。つまり、沖縄戦という不幸な出来事が出発点にあるとはいえ、その後の戦後復興と都市形成の中で、地域自治が希薄になり地域自治組織が再生されなかったということは、そもそも、地域自治とそれを担う地域自治組織が必要とされておらず、意識的・人工的に再生する必要はないのではないか、ということである。

当然のことながら、この点に関しての結論は容易に出なかった。そこで、とりあえず、犯罪などが少なくゴミが散乱せず草花が咲き乱れる、安全・安心で住みやすい地域づくりのためには、地域自治とそれを担う地域自治組織の充実が不可欠であり、それに成功している地域事例を調査し紹介することにより、今後の那覇市における地域再生の参考に供することを目的とした。

現在の那覇市は、1954年に旧那覇市と首里市、小禄村が合併し、次いで1957年に旧真和志市が合併することにより成立した。首里と那覇は琉球王朝時代から都市的地域として発展してきたが、同じ都市的な地域でも、首里は王府の城下町として、那覇は港町・商業都市として発展してきており地域性は大きく異なる。真和志と小禄はともに元々は農村地域であるが、戦後の都市化と市街地化の時期が異なり、小禄には現在も自衛隊基地や那覇飛行場が存在するなど、こちらも地域性には差異がある。

その他、那覇市の自治会には、県営団地や市営団地を単位とするものや牧港ハウジングエリアの返還跡地に形成された那覇新都心地区に最近結成されたものなど、意識的・人工的に創設されたものも存在する。

そこで、戦前から地域共同体が存在する地区のなかから、その地域特性に配慮して、首里赤平町自治会、字小禄自治会、繁多川自治会を事例地域として選定した。さらに、意識的・人工的に結成された自治会の事例として、銘刈新都心自治会、県営A団地自治会、市営B団地自治会をとりあげた。

1 節 首里赤平町自治会

1) 調査方法

- ・ 調査日時：2009年10月16日（金）14:30～16:00、
10月26日（月）伝統行事参加、2009年12月19日（土）13:30～14:30
- ・ 調査場所：自治会事務局にて聞き取り調査
- ・ 調査対象者：首里赤平町自治会長 知念佑幸 氏
- ・ 調査担当：宮地順子

2) 歴史的経緯と概況

首里赤平町は、那覇市の北東部に位置する首里地区にある。この首里地区は、かつては首里市として存在し、さらに以前は、琉球王国の首都として栄えたとても歴史深い地域である。1954年に那覇市と合併するが、合併後も町名に首里の名を残している。首里城をはじめとする歴史的遺産が多く、紅型等の伝統工芸の作業場も多く存在する所である。

そのような歴史を持つ首里地区に在る首里赤平町自治会は、戦前から存在しており、那覇市内では歴史が長い自治会の1つである。戦前の首里地区は、いわゆる士族の屋敷が大部分を占めていたという土地柄であるが、戦後、外部からの移住者の増加により、首里地区独特の誇り、言葉も薄れてきている。当時は、排他的な雰囲気があり、移住者は地域に馴染みにくいという一面もあったが、今では、誰でも受け入れる体制を整えている。

3) どのような仕事をしているのか（相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情）

● 親睦行事の開催

健康ふれあい会（週1回）、グランドゴルフ（月2回）、ドッチボール大会、伝統行事、敬老会、もちつき大会を始めさまざまな季節の行事がある。

伝統行事は、今でも地域の人が集まる要になっている。主なものは、3か所の首里赤平町の拝所めぐりが行われ（ウマーチヌ御願）、毎年旧暦の9月9日が参拝日となっており、50名ほど集まる。今では、この行事には、だれでも参加可能である。他には、毎年秋に開催される琉球王朝祭りへの参加などがあげられる。

● 環境整備

公園清掃、町内清掃、安全パトロール（月2回）、消防訓練協力。6年前より那覇市から委託されている（委託費あり）虎瀬公園管理・清掃（毎週、土、日9:00～10:00）には、特に力を入れている。地域住民によるボランティア活動であるが、毎回平均20人ほどは集まる。公園の清掃が目的というよりも、皆に会い、コミュニケーションを楽しむために参加している人が多い。公園清掃を介して知り合いが増えることにより地域コミュニケーションが良好になり、普段からの声かけ、冠婚葬祭の助け合いも行われるようになった。

● 広報活動

2か月に1回自治会便りを発行している。掲示板に那覇市からの情報、自治会活動情報等掲示など。

● 苦情受付

● 自治会事務局は、自治会長の自宅、庭を開放し、会議や親睦行事もその場で行うことも多い。また、他に公園の管理事務所を集会所として利用している。

4) どのようにするべきことが決定されているのか（合意形成手続と仕組み）

月1回（第2水曜日）班会議（役員と班長）、月2回（第1, 3水曜日）役員会議、年1

回（年度末）総会・評議委員会（欠席の場合要委任状）を開催している。

日頃から問題、意見等の情報収集を行い対策を講じているため、各種会議の場においては、個人が意見を述べるということは少なく、全員の合意に至る。

5) どのように実施されているのか（実施体制と手順）

役員は、会長 1 名、副会長 2 名、書記・会計 1 名の計 4 名からなり、任期は、2 年であるが再任は可である。会長は、基本的には輪番制で、住民推薦により選出する。その他役員は、会長が指名する。また、自治会内 12 班に分けているが、それぞれから班長 1 名を会長の指名により選出する。任期は各班で決定することが出来るが、ほぼ 1 年である。自治会員への連絡、会費徴収の役割を負う。さらに評議員（20 名以上 30 名以下）を会長の指名により選出する。任期 2 年である。

各種の定例会議は、年間を通して日時が決まっている。

6) どこから活動資源を得ているのか（会費、資産、補助金、区長手当）

- 自治会費：（600 円／月） 約 32%
- 那覇市より公園管理費用・補助金： 約 25%
- 寄付（敬老会時に個人・企業、その他）： 約 20%
- 繰越金： 約 23%
- 資産： 特になし
- 役員手当： 有り

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）

- 加入資格： 地域住民であれば制限は設けていない。
- 会員数： 全約 470 世帯中 178 世帯 賛助会員 2 団体
- 加入率： 約 38%

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か（任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人） 任意

9) 自治体における位置づけは何か（自治体の行政区、地区計画の単位、任意） 任意

10) 役場と住民自治組織の協議の場はどのように設定されているのか 那覇市市民協働推進課が月に 1 度自治会長会議を開催している。

11) 自治体役場内で上記情報を把握し管理しているところはどこか

那覇市の市民協働推進課が情報把握・管理している。

12) まとめ

古くからの歴史、伝統を重要視する地域であったが、地域内で世代も変わり、外部からの移住者も増加し、かつての王国の首都独特の気質が失われてきたことを懸念している。そのため、親睦行事では、伝統を残そうと首里の言葉や歴史に触れる機会を設けて、子供たちに受け継ぐ工夫もなされている。しかしながら、地域の将来のため、若者が集まる仕組みにと、エイサーを首里地区に取り入れるなどして、現状に柔軟に対応し自治会の性格を変えてきている。さらに、外部からの移住者が地域にとけこみやすい雰囲気を作り、自治会への勧誘も行う。また、自治会の活動に対して、自治会員自ら役割を申し出るなど自治会内の協力体制は強いものがある。イベントの運営や資金調達に関しても、昔ながらの習慣で、敬老会を中心とした寄付、ボランティアで成り立っており、歴史ある地域の自治活動の伝統的な仕組みが今も引継がれ、息づいているのを見て取れる。情報共有期間の長さ、深さの強みであろう。良い自治は、住民の地域に対する誇り、愛着が大きく影響することがわかる。

このようなことから、首里赤平自治会の活動が長い期間活発に続いてきている要因をまとめると、以下のことが考えられる。

- ①地域に対する誇りと愛着が、過去の良い伝統や仕組みを次世代にも伝え、地域内の繋がりを保ちさらに地域を良くして行こうというモチベーションになり、活動につながっていること。
- ②歴史と伝統を守りつつも、時代の流れを考慮し変革すべきところは変革して、現状に対応する柔軟性があること。これは、自治会長のリーダーシップが大きく影響している。
- ③人が集まる機会を頻繁に設けることを重要視した活動が中心であること。特に、毎週末（土、日）の公園清掃は、地域が美しくなると共に、地域の人のコミュニケーションも深め、安心安全な地域づくりに役立っている。

今後の展望としては、現在地域で管理している虎瀬公園を広く整備する那覇市の計画に伴い、その公園を軸にして自治会活動の活性化を図っていくことである。

2節 字小禄自治会

1) 調査方法

- ・調査日時：2009年10月21日（水）
- ・調査場所：自治会事務局にて聞き取り調査
- ・調査対象者：字小禄自治会会長 上原康永 氏
- ・調査担当：島仲徳子

・文章作成：濱里正史

* 3) ~11) については島仲の聞き取り調査による。「2) 歴史的経緯と概況」については、文献やホームページにより濱里が作成し、「1 2) まとめ」に関しては、それらを基に濱里が考察しまとめたものである。

2) 歴史的経緯と概況

現在的那覇市は、1954年に旧那覇市、首里市、小禄村が合併し、次いで1957年に真和志市が合併して形成された。旧小禄村は、1908(明治41)年の島嶼町村制により、小禄間切の8か村をもって成立したものであるが、間切時代の小禄における行政の中心施設である「番所」は、現在の字小禄に置かれていた(小禄番所)。

戦前の旧小禄村は、那覇・首里という消費地に近い立地を活かした野菜生産やサトウキビ栽培などの農業が盛んな農村地帯であった。

沖縄戦においては、他の地域と同様、徹底的な破壊を被り、人的・物理的な側面だけでなく、地域コミュニティにも甚大な被害を受けた。戦後は、そうした何もない焼け野原からの復興であった。その軌跡を「字小禄自治会戦後40年の歩み」で辿ると、戦後しばらくは農村としての性格を内蔵しながら復興が進み、その後、那覇市全体の都市化の影響により、次第に市街地化・都市化が進展し、今では農村の性格はかなり失われた。ただし、全くなくなってしまったわけではなく、自治会の在り方などを見ると、農村コミュニティ的な性格も残されているといわれる。

《参考文献及びホームページ等》

- ・『沖縄の都市と農村』：山本・高橋・蓮見編、東京大学出版会、1995。
- ・『小禄村誌』：小禄村誌編纂委員会、1992。
- ・『字小禄自治会 戦後40年の歩み』：上原實、1985。
- ・ <http://takara.ne.jp/oroku/>

3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

①伝統的な行事：

5月ウマチー(旧暦5月15日)、6月ウマチー(旧暦6月15日)、大綱引きなど。

②交流・親睦行事：

役員研修会、敬老会、運動会、グラウンドゴルフ大会、生年祝い及び新年会など。

③地域美化活動：

夏、秋の日を決めての大清掃。

④那覇市からの受託事務：

共同利用施設の管理・運用、市からの連絡事項の会員への周知、ポスターの掲示、市行事への参加呼びかけ、赤い羽根募金の寄付協力依頼など。

⑤地域防犯活動：

自治会役員及び防犯指導員による定例夜間巡視／月 1 回

⑥その他：

小祿地区自治会長会定例会／月 1 回、小祿地区市民大運動会参加など。

4) どのようにすべきことが決定されているのか（合意形成手続と仕組み）

合意形成手続きと意思決定に関わる会議体としては以下のようなものがある。

- ・ 総会
- ・ 相談役会
- ・ 役員会（相談役、会長、副会長、書記、体育部長、評議員、班長）
- ・ 班長・評議員会（会長、副会長、書記、体育部長、評議員、班長）
- ・ 班常会（評議員、班長、班会員）

5) どのように実施されているのか（実施体制と手順）

役員等の組織体制は以下の通り（自治会会則による）。

- ・ 会長（1名）： 副会長が翌年自動的に会長に就任、任期 1 年。
- ・ 副会長（1名）： 毎年 3 月に選挙。 任期 1 年。
- ・ 相談役（若干名）： 会長が推薦し、総会で承認。 任期 1 年。
- ・ 監査役（2名）： 会長が推薦し、総会で承認。 任期 1 年。
- ・ 体育部長（1名）： 会長が推薦し、総会で承認。 任期 1 年。
- ・ 書記（1名）： 会長が推薦し、役員会で承認。 任期 1 年。
- ・ 評議員（10名）： 班長が翌年評議員になる。 任期 1 年。
- ・ 班長（10名）： 各班より選出（10班）。 任期 1 年。

※班制度：25～42 戸から構成される 10 の班がある。班長が連絡員に指示し、連絡事項の周知を行うほか、自治会費、保安灯費、共同募金などの徴収を行う。小祿地域以外に住む会員は旧住所の班に入っている。

*親和会会長、副会長、任期 1 年。

*婦人部会部長、副部長、任期 1 年。

*青年部部長、副部長、任期 1 年。

※親和会（60 歳以上）、婦人部会、青年部会は自治会傘下ではあるが、いずれも独立して運営されている。

6) どこから活動資源を得ているのか（会費、資産、補助金、区長手当）

①会費（自治会会則による）

・ 会 費：2,000 円／年 ・ 保安灯費：2,000 円／年

※自治会費及び保安灯費免除対象世帯：保護世帯、一人居住、高齢者等

②収支予算（2009年度）

◇収入

費目	金額（円）	備考
収入計	10,735,342	
繰越金	188,442	前年度繰越金
自治会費	672,000	2,000円×336世帯（除く：12免除世帯）
補助金	7,460,000	字小祿財産管理運営会（720万5千）、 那覇市（5万5千）、JAおきなわ小祿支店（20万）
ホール収入	240,000	ホール賃貸料
寄付金	1,171,000	
委託料	304,900	那覇市からの委託料
雑収入	699,000	行理事会員券、財産管理運営会から光熱費

◇支出

費目	金額（円）	備考
支出計	10,735,342	
補助金	1,700,000	親和会（50万）、婦人部会（70万）、青年部（50万）
会議費	130,000	役員会、相談役会、班長・評議員会、各班常会
事務費	60,000	コピー用紙など
人件費	2,920,000	会長＝72万、副会長＝48万、書記＝156万
行事費	3,590,000	各行事費、自治会副会長選挙費
研修会費	300,000	役員研修会
水光熱費	750,000	
通信費	140,000	電話料、インターネット料
渉外費	235,000	祝儀（地域小中学校発表会、字小祿自治会各部・会、 地域外字小祿出身組織）、分担金（那覇市各団体）
営繕費	30,000	修理等
雑費	112,000	消耗品等
退職積立金繰入	60,000	月5,000円×12か月（書記：適用）
委託費	304,900	那覇市より事務委託料を管理者へ
予備費	203,442	
特別会計繰入	200,000	保安灯修理代

◇特別会計予算

費目	金額(円)	備考
(1) 保安灯電気料予算		
収入	749,500	
繰越金	77,500	前年度繰越金
保安灯会費	672,000	2,000円×336世帯(除く:12免除世帯)
支出・繰越	749,500	
電気料	652,000	保安灯数184灯×電気料(1灯約295円/月)
次年度繰越予測	97,500	
(2) 保安灯修理予算		
収入	200,000	
繰越金	0	前年度繰越金
一般会計から繰入	200,000	
支出・繰越	200,000	
修理費	180,000	蛍光灯・器具交換、木柱交換など
次年度繰越予測	20,000	

7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

- 会員(自治会会則による): 本会は、那覇市宇小に居住する者及びその地域外にあって宇小出身者を以って組織する。
- 加入世帯数: 348世帯(2009年3月末現在)

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か(任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人)
任意

9) 自治体における位置づけは何か(自治体の行政区、地区計画の単位、任意)
任意

10) 役場と住民自治組織の協議の場はどのように設定されているのか
那覇市市民協働推進課が月に1度自治会長会議を開催している。

11) 自治体役場内で上記情報を把握し管理しているところはどこか
那覇市市民協働推進課

12) まとめ

字小禄自治会は、今ではすっかり市街地化・都市化しているように見える。しかしながら、ウマチー等の伝統行事や祭事が自治会活動の1つの柱となっていることや、地域内居住者だけでなく地域外にあっても字小禄出身者であれば会員となることのできる入会条件といった組織運営の有り様を見ると、そこには、伝統的農村コミュニティの面影と影響を見て取ることも出来る。

総じて、自治会活動そのものは活発で内部結束力も高いといえるが、その要因としては、上記の伝統的農村コミュニティの他に、活動を支える自治会財政の豊かさと小禄自治公民館というしっかりとした活動拠点の存在をあげることができる。

一方、問題・課題としては、「自治会員の世代継承」や「若者の行事への参加促進及び青年部活動支援のあり方」などがあげられる。字小禄自治会だけでなく、多くの地域自治組織が共通して抱える問題・課題であり、一般的には、地域外から転入してくる新規住民を自治会活動に巻き込むことが重要であるとされる。ただし、これもまた字小禄だけの話ではなく、昔からの地域コミュニティの良さが残されているため結束力が高く、かつ、財政的に豊かな地域自治組織では、逆にそのことが足かせとなって、外部から来た新住民の取り込みに消極的になりかねない危険性があるといわれる。

字小禄では、市街地化・都市化が進展する中、地域自治組織の持続性を担保するためには、新規住民の取り込みが必要不可欠であるという認識が徐々に広がりつつある段階にあるように見受けられる。今後は、地域の伝統に支えられた結束力の高さという良い面を損なわないように、情報共有・意識共有を図りながら、新規住民を取り込み、地域の輪を広げていくことが重要であり、そのためには、自治会運営の透明化が必要不可欠である。

以上のことを総括するならば、字小禄自治会の良い点は、

- ①農村的コミュニティや門中意識に支えられた結束力の高さ
- ②自治会活動を支える豊かな財源
- ③自治会活動の拠点となる施設の存在

といったことをあげることができる。一方、問題・課題及び解決策の方向としては、

- ④自治会員の世代継承
- ⑤若者の行事への参加促進及び青年部活動支援のあり方
- ⑥上記④、⑤の問題・課題解決のため、地域の結束力を維持しつつ新規住民を取り込む
- ⑦そのためには、情報と意識の共有化が重要であり、したがって自治会運営の透明化が必要不可欠

などが考えられる。

現在の那覇市は、旧那覇市、首里市、真和志市、小禄村が合併してできたものであるが、首里が王府の城下町として、那覇が港町として琉球王朝時代から都市的性格を有していたのに対し、旧小禄村は戦後しばらくまで農村的性格が強い地域であった。

この旧小禄村域に立地する字小禄自治会も、景観やその他の面から見ると、今ではすっかり市街地化・都市化しているように見える。しかしながら、自治会の活動や組織の有り

様を見ると、そこには、伝統的農村コミュニティの面影と影響を見て取ることが出来る。

例えば、自治会の活動についてみると、5月ウマチー（旧暦5月15日）、6月ウマチー（旧暦6月15日）、大綱引きなどの伝統行事や祭事が多い。これは、伝統的な農村コミュニティとしての性格や、門中を基軸とする共同体的性格が現在の自治会にも引き継がれている証左であると考えられ、那覇市の他の自治会が都市的性格が濃厚であることと対照的である。

また、入会要件を見ると、地域内に居住する者だけでなく、地域外にあっても字小禄出身者であれば会員となることができる。こうした条件は、門中を大切にしている沖縄の農村地域では必ずしも珍しいことではないが、最も都市化が進んでいる那覇市内において、そうした条件があることは注目される。ただし、このことは、昔ながらの地域の結束力の強さという良い面の表れとみることができる一方、地域自治組織の基本をあくまで地縁組織（同じ地域に住む人々からなる地域共同体）に置くべきとする見方からすれば問題点と捉えられよう。一概には言えないが、要は、結束力の強さを活かしながら、字の外から転入してくる新規住民に開かれた組織とする柔軟な運営が重要であろう。

3節 繁多川自治会

1) 調査方法

直接面談による聞き取り

・聴取日時：2009年（平成21年）10月17日（土）

18時20分ごろから約2時間

・聴取場所：繁多川自治会事務所

・聴取相手方：繁多川自治会 波平元維会長

那覇市立公民館(社会教育施設)管理団体

NPO 法人なはまちづくりネット 大城喜江子理事長

・聴取担当者：太田浩一

2) 現況

地域内に市の社会教育施設としての公民館が所在（教委生涯学習課が管轄）。市立公民館は、生涯学習の推進のほか、まちづくり・地域づくりも担うこととされていることから、市立公民館の管理団体である“なはまちづくりネット”が自治会活動を積極的にサポート。「役所と自治会のつなぎ役として大きな役割を果たしている」。具体的なサポート例としては、地域の伝統食文化（繁多川豆腐）を復興する取り組み支援、地域文化財等の掘り起こし活動支援など。

繁多川自治会はもともと「自治会活動は活発な方であった」が、市立公民館の管理団体の積極的なサポートがあり、「自治会活動がより深化した」。管理団体が、自治会員が本来

持っていた活動心を目覚めさせてくれた。地域の伝統食文化の復興は、地域の大人による地域再評価につながり、子どもたちの地域への愛着につながっている。これらを通して、地域のつながりが深まった。また、お年寄りが、自分の居場所を見つけ、元気になった。地域を出歩くようになり、世代交流が生まれだした。これらの活動に参加する会員はまだまだ少数ではあるが、少しずつ確実に増えている。今年（2009年）、自治会が主体となり、市立公民館、なはまちづくりネットの3者で地域の人材の掘り起こし事業を始めた。地域の人材の中から一芸に優れた者を認定する「すぐりむん認証制度」だが、遊び感覚でこういった事業を展開することで、自治会活動の認知と広がりを図っていきたいと考えている。

自治会の課題は、核家族化の進展によるお年寄り世帯の増加や非協力世帯の引き込み。将来的には、親子孫の三世代が一緒に住める街、大家族化の街を目指したい。三世代同居世帯の子は学力が高いという結果も出ていた。世代交流による『繁多川まーい』も定例化できると面白いと思っている。

3) どのような仕事をしているのか（相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情）

- ① 伝統行事：旧師走拝み、初御願（地区内の拝所巡り、集落繁栄等を祈願）ほか
- ② 親睦行事：夏まつり、盆おどり、グラウンドゴルフ大会、敬老会など
- ③ 地域の歴史に基づくイベント：繁多川公民館の支援のもと、「昔の繁多川豆腐」の復活を目指し、沖縄在来の大豆である「青ヒゲ」や「高アンダー」を「あたいぐわー」（家庭菜園）で栽培。毎年12月を「豆腐の月」とするとともに、「昔の繁多川豆腐」を再現する「あたいぐわープロジェクト」を推進するなどのイベントを近年から開催
- ④ 地域行事の復興：若水くみ、カーヒラシ（井泉さらい）
- ⑤ 地域美化活動：毎月1回、うち3、6、9、12月は地域の文化財を中心に重点実施
- ⑥ 市、福祉協議会等からの受託事務：那覇市からのお知らせの会員への周知、自治会掲示板へのポスター掲示、那覇市主催行事等への参加呼びかけ、赤い羽根募金等の協力依頼 など
- ⑦ その他：各種講習会など。地縁団体の認定を受けて、共有財産の管理も行っている。このほか、老人会、婦人会、青年会、子ども会での活動など多数
- ⑧ 自治会役員会等：
総会（年1回）、班長連絡会（年数回）、各種委員会（4委員会、各年数回）

4) どのようにするべきことが決定されているのか（合意形成手続と仕組み）

- ・自治会会則による自治会組織
- ① 総会（定期総会及び臨時総会）：会長、副会長、監査役の決定など
- ② 審議委員会：総会への提出議案の審議、総会決定事項の執行 など

老人会、婦人会、青年会、子ども会(親)、各専門委員会 (以上各2名)

丁目代表各1名 計21名

③ 専門委員会：企画、文化、環境整備、保健体育の4委員会

企画委員会：事業計画の企画立案、収支予算および決算 など

文化委員会：教養と学力向上に関する事項、夏祭り、盆踊り、敬老会等の催事余興に関する事項 など

環境整備委員会：地域の清掃及び環境整備に関する事項 など

保健体育委員会：健康の増進に関する事項 (グラウンドゴルフ大会等)、公園遊具維持・補修及び安全管理に関する事項、運動会 など

④ 班長連絡会議：必要の都度 (年数回)。市や区等からの連絡事項の周知など。

班制度：地番ごとに4戸～32戸で構成される約60の班がある。班長が班員への連絡事項の周知を行うほか、弔事の自治会への取り次ぎなどの業務を行う。

⑤ 団体：老人会(会名は別称)、婦人会、青年会、子ども会

・自治会会則にない特別委員会

繁多川自治会では、2008年、「地域百周年記念誌編集委員会」(14名)を立ち上げ、平成22年3月の記念誌発行を目指して毎月2回の委員会が開催されている。会長は前自治会長。予算規模500万円(全額自前(寄付金など)調達予定)

5) どのように実施されているのか (実施体制と手順)

・役員体制 (自治会会則による)

① 会長 (1名)：審議委員5名からなる役員選考委員会が推薦し、審議委員会の議を経て総会で決定

② 副会長 (若干名)：会長が推薦し、審議委員会の議を経て総会で決定

③ 相談役：審議委員会の同意を経て、会長が委嘱

④ 監査役：会長に同じ

⑤ 班長：持ち回り制の班や同じ人が継続して班長を行っている班など、選出方法は各班の裁量。

⑥ 職員：会長が推薦し、審議委員会の議を経て選任

上記役員の任期は2年(班長は1年)で、再任を妨げない

6) どこから活動資源を得ているのか (会費、資産、補助金、区長手当)

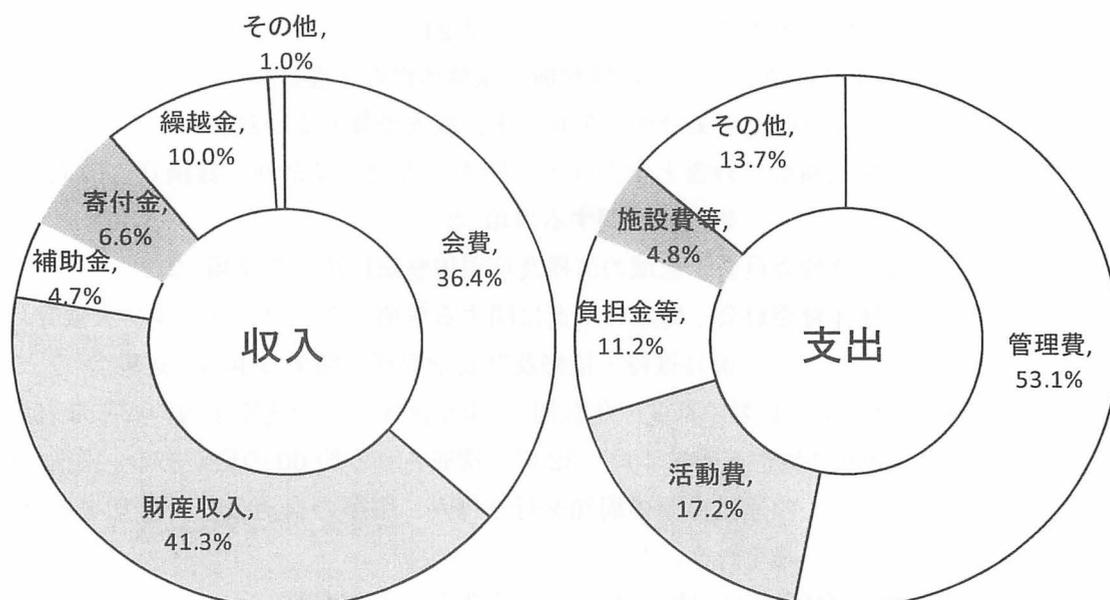
① 会費 (自治会会則による) *会費の納入は、年一括払い

・正会員： 250円/月

・賛助会員： 500円/月

・準会員：2,000円/年

② 収支予算 (予算規模年1千万円強)



注) 財産収入：不動産賃貸収入

補助金：事務受託料

管理費：役員等給与、事務費、光熱費、渉外費

活動費：夏祭り、敬老会等

負担金等：税、各種負担金など

施設費等：保安灯設置、修繕費、備品費

その他支出：総会費、班長奨励金、助成金(老人会、婦人会、青年会、子ども会、寄付金 など)

7) メンバーシップ (加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

① 会員 (自治会会則による)

- ・正会員：地域内に居住し、会の目的に賛同する個人。(正当な理由なく入会拒否はできない)
- ・賛助会員：会の目的に賛同する法人又は団体
- ・準会員：地域外に居住する個人で会の目的に賛同する者。(総会での議決権は有しない。旗頭等の活動に参加したいと入会申し込みがあったことから2009年度に新設)

② 自治会加入世帯等

- ・対象地域：那覇市繁多川1～5丁目
- ・地域内人口(平成17年国勢調査)：10,696人
- ・地域内世帯数(平成17年国勢調査)：3,909世帯
- ・自治会加入世帯数：約900世帯 賛助会員(法人・団体)40団体

* 同地域内には、複数の団地・マンション自治会があることから、自治会対象世帯数は不明。

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か（任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人）
認可地縁団体

9) 自治体における位置づけは何か（自治体の行政区、地区計画の単位、任意）
任意

10) 役場と住民自治組織の協議の場はどのように設定されているのか
那覇市市民協働推進課が月に一度自治会長会議を開催している。

11) 自治体役場内で上記情報を把握し管理しているところはどこか
那覇市市民協働推進課

12) まとめ

繁多川自治会の地域は、古い住宅と新興住宅が同居する混在地。長年住み着いた住民を中心に古くからのコミュニティーが残っている地域である。

自治会長は、会員の信認も厚く活動的な方という印象。地域の食文化の復興に取り組み、食文化を通して地域の再発見から、住民の地域への愛着心を芽生えさせ、文化財の掘り起こしなどにつなげている。これらの活動は、昔ながらの生活用具の再現などにより、お年寄りの地域での居場所づくりにつながり、お年寄りが自分の意思で地域にでてくるようになっている。

また、青年会活動や子ども会活動への助成、地域内の小学校との連携などを通じて、次世代の育成にも力を注いでいる。

地域の方々が自らの意思で、より住み良い地域づくりのために活動する。そんな個々人の活動こそ、自治の原点ではないか。活動規模はまだまだ小さいというものの、将来展望の拓ける活動に感じられた。

自治会長自らが認めるように、自治会の活動だけでは、自治会活動がこれだけ深化することはなかったと考えられる。

この地域で自治会活動が深化していったのは、

- ① もともと自治会活動がある程度活発に行われていた（活動の素地があった）こと
- ② 自治会活動をサポートし、行政とつなぐ役割を果たした市立公民館とその管理団体の存在
- ③ 地域に根差した「食文化」という皆が共有・共感できるテーマを発見、活動の基軸にすえたこと
- ④ 役所が市民協働を掲げ、地域コミュニティー活動をサポートしていること、などの

要因に加えて、自治会長がリーダーシップを発揮し、市立公民館やその管理団体、役所の役職員による適切なアドバイスとサポートがあり、地域住民の参加を促していったというそれぞれの役割分担がうまく機能した結果だと考えられる。

4 節 銘苧新都心自治会

1) 調査方法

調査は以下の通りに行った。

① eメールによる質疑応答

・調査日時：2009年10月28日から2009年12月31日まで計5回ほどのメールのやり取りを行った。

② 直接面談による聞き取り

・日時：2009年11月28日（土曜）午後12時30分から15分間

・場所：那覇市役所真和志支所（於：第回那覇市自治会長連合会専門部研究会）

・調査対象者：自治会会長

・調査担当：饒波正博

2) 歴史的経緯と概況

銘苧地区是那覇新都心内の一地区であり、この那覇新都心自体は、1987年（昭和62年）5月に米軍の牧港住宅地区が全面返還されることでできた新しい街である。

現在、銘苧地区だけで約1500世帯をかかえる。地区住民の構成は、米軍に接収される前にここに住んでいた者の子孫世代も住むが少数で、県外をも含む他地域出身の者が大多数を占める。またいわゆる転勤族も多く、住民の転入も多いが転出もまた多い地域である。高齢者の住む割合は少ない。1丁目は商業地区、2丁目はアパート・マンションなど集合住宅の多い地区に対し、3丁目は永住組が多い住宅地区で自治会加入者の半数以上はここに住む。

銘苧新都心自治会の結成は、2003年（平成15年）9月28日である。子供たちの通学路に横断歩道、信号機が充分でないことを市に掛け合ったところ、職員から地域の課題をまとめるために自治会づくりを勧められたという。加えて那覇市には自治会づくり支援事業があったため、同じような課題を持つ有志が集まり自治会の結成となった。他に提出された課題の中には、夜道が暗い、野犬が多いというものもあった。

自治会役員のお多くは、2005年（平成17年）4月の銘苧小学校の開校に深くかわかり、従来のPTAにC（コミュニティー）を加えた沖縄県初のPTCAを結成した。子供が小学校を卒業しても、地域会員として学校に関わり続けることができるため、自然と学校と地域の結びつきは強くなり、取り上げられる課題も学校、学童たちに関係のある安心、安全が中心となった。当自治会の保安灯設置事業、防犯パトロールにそれが特徴的に現れて

いる。

3) どのような仕事をしているのか（相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情）

- 那覇市からの委託業務（連絡広報、公園管理）
- 防犯・防災業務（保安灯の維持管理、防犯パトロール、避難訓練）
- 陳情（市、教育委員会、学校への）
- 苦情受付
- 募金活動（赤い羽根、共同募金）
- 相互扶助（独居者の把握と必要であれば支援のための連携促進）
- 住民同士の親睦（月一回の公園清掃、年一回の納涼祭り）
- 関係組織（子ども会、青年会、婦人会、地域デイサービス）との連携で各世代が係われる工夫をこらしている。

会長の単独業務

- 外部の関連団体との関係づくり（主に各団体の主催する会議への出席）。

4) どのようにすべきことが決定されているのか（合意形成手続と仕組み）

これら自治会の仕事は、会長が招集し自身が議長を務める役員会（10人から15人くらいで構成）で取り仕切られる。この役員会は月一回開催される。役員会とは別に年一回（会則では毎年6月までに開催とある）、総会が開催され、役員を選出、年間事業の報告と決算、計画と予算などが話し合われる。これら会での合意形成のしくみは、会則では出席者の過半数の同意をもって議決（多数決）とあるが、実際議論をすると、最後にはたいてい出席者の全員一致で合意に達するという。

5) どのように実施されているのか（実施体制と手順）

月一回の役員会は会長が招集し自身が議長を務める。会則により年一回の総会が6月までに開催される。役員の内訳は、会長（1名）、副会長、会計、書記、班長の代表、監事で構成され、会長のみ定数である。役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。ただし、班長は1年とする。

6) どこから活動資源を得ているのか（会費、資産、補助金、区長手当）

活動資金は、主に自治会費（一世帯6000円/年）と那覇市からの委託費を含む補助金より得ており、興味深いところでは、事務所と町内放送設備購入のための積立を行っている。ちなみに年会費の徴収法は、金融機関への一括振込みが多い。積立金も含めてこれらを合計すると年予算250万円ほどである。自治会の主な資産は、積立金を含む預金、防犯灯、掲示板と災害対策品（防災倉庫、防災テント、担架、リヤカー、拡声器、ライト、避難所のほり等）である。支出は大きいものから、保安灯設置事業（26%）、納涼祭り支出（12%）、

役員の通信・交通費（8%）の順となる。なお会長、副会長、会計、班長（9班まである）は通信・交通費が毎月支給されている。

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）

- 加入資格：会への加入資格は特になく、会則には目的に賛同する者とある。
- 会員数、加入率：自由加入である。加入世帯は170世帯で加入率は1割程度である。
- 義務と権利：特記なし。

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か（任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人） 任意

9) 自治体における位置づけは何か（自治体の行政区、地区計画の単位、任意） 任意

10) 役場と住民自治組織の協議の場はどのように設定されているのか

那覇市市民協働推進課が月に1度自治会長会議を開催している。

11) 自治体役場内で上記情報を把握し管理しているところはどこか

市役所内で自治会の情報を総合的に把握して管理している部署は那覇市協働推進課であるが、自治会が行う事業によって交渉する課は数課にまたがる。

12) まとめ

都市部での若いコミュニティーは、まず学校に通う子供を核として互いに結ばれて始まるということがこの事例を通してわかる。さらに都市部に特徴的な課題、治安の維持（安心・安全の確保）というファクターが、この結びつきをさらに強固にしていくように思える。これらをまとめると新住宅地区の若い自治会の特徴は、

- ① 会の目的が明確である。
- ② 目的の主は、街の安心・安全の確保である。
- ③ 子供を核に、学校との結びつきが強い。

である。

この場合の問題点としては、まずコミュニティー内に住むものの、この課題を共有しない人々（子供をもたず、治安にさほど関心を払わない人）を疎外することにならないかということ、次にコミュニティーを構成する中心人物たちが老いていった時、子供を核として始まったこのきずなが維持できるのかどうか、といったことが考えられる。

これらを今後の課題としてまとめると、次の二つの関係、

- ① 課題を共有しない住民との関係

② 子供、学校を介しない関係
を新たにつくれるかどうかにかに集約される。

5 節 県営 A 団地自治会

1) 調査方法

- ・調査日時：2009年9月16日（水）17:30～18:00、12月18日（金）19:30～20:00
- ・調査場所：県営A団地自治会集会室にて聞き取り調査
- ・調査対象者：副会長、事務局
- ・調査担当：宮地順子

2) 歴史的経緯と概況

県営A団地は、1985年に建設された。建設時に、県より自治会を組織し、全世帯入会させるよう指導があった。自治会の運営は、県の住宅供給公社より委任されており、団地内施設の公共料金も、共益費（県営団地での呼称：団地住民より毎月定額徴収したものを共益費と呼ぶ）で賄い、自治会が管理している。

団地内で生活する上で発生する様々な出来事、決定事項等、自治会で出来る事は自ら解決しているが、日常生活を乱す出来事で、自治会だけで解決し難いことが起きた場合は、住宅供給公社に相談し、解決を依頼している。自治会が出来て24年。A棟～E棟に約350世帯がある。

3) どのような仕事をしているのか（相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情）

● 自治集会所の管理運営

自治会集会所（毎日10:00～12:00、14:00～18:00解放）は、団地住民ならば誰でも出入り自由である。管理は、事務局2名が1日交代で行う。集会所には、卓球台、ゲーム、テレビ、図書が設置され、飲物も有り、主に子供達の居場所づくりの機能を持つ。また、懇親会開催、各種会議、踊りの練習等、地域の集まりのための場所として、貸出しも行っている。

● 各種親睦行事の開催

自治会主催行事は、新一年生（小・中）記念撮影会、こいのぼり掲揚、夏休みラジオ体操、夏休み学習教室、団地祭り、敬老会、文化祭、フリーマーケット、クリスマス会、新年会と成人式、ピクニックの開催等、多岐にわたる。

● ミニデイサービスの実施（第1、3火曜日 2時間 11年継続）

● 慶弔金（成人式、敬老会、香典）

● 環境整備

団地内全体清掃（第1、3日曜日）、防犯灯維持管理、ゴミ分別の指導、緑化花いっ

ばい運動を行っている。

- その他、苦情受付
- 広報紙発行、掲示板に那覇市からの情報、自治会イベント情報、理事会情報の掲示。

4) どのようにすべきことが決定されているのか（合意形成手続と仕組み）

月 1 回理事会、年度末に総会を開催する。理事会には、一般団地住民も参加し意見を述べる事が出来る。理事会は、全体で、毎月平均 15 名～20 名程出席がある。

5) どのように実施されているのか（実施体制と手順）

役員は、会長、副会長 2 名、会計、事務局 2 名 計 6 名から成る。会長は、年 1 回選挙にて選出され、他 5 名は、会長が指名している。再選は可。理事は、団地 A～E 各棟から 2 名、会長が依頼する。

理事会の開催は、掲示板により広報される。

6) どこから活動資源を得ているのか（会費、資産、補助金、区長手当）

活動資金は、ほとんどが住民より毎月定額徴収した共益費（当自治会では、住民より毎月定額徴収したものを共益費と呼ぶ）である。共益費で、自治会運営費、役員手当、団地内共同施設の水道代、防犯灯、廊下・エレベーター等の電気代を賄っている。資産は、特になく、補助金は、イベント時に那覇市より年間数万円ある。

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）

- 加入資格： 団地住民であること。
- 会員数、加入率： 強制加入により、全体 350 世帯前後、加入率 100%。
- 義務と権利： 毎月第 1、3 日曜日に全体清掃を行うことが義務付けられている。家族の中から必ず誰か出席する規則で、誰も出席できないときは、事務局に申請して平日に自主的に行う。共益費の納入。権利は、理事会への出席や、3) の享受。

8) 自治組織の法的な位置づけは、何か（任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人） 任意

9) 自治体における位置づけは何か（自治体の行政区、地区計画の単位、任意） 任意

10) 役場と住民自治組織の協議の場はどのように設定されているのか

那覇市市民協働推進課が月に 1 度自治会長会議を開催している。

- 1 1) 自治体役場内で上記情報を把握し管理しているところはどこか
那覇市の市民協働推進課が情報把握・管理している。

1 2) まとめ

県営 A 団地自治会は、自治会集会所が独立して存在し機能しているため、住民にとって身近で、その活動も見えやすく、信頼度は高い。自治会集会所には、事務局が常駐し、誰でも出入りしやすい雰囲気になっている。子供の居場所の名のごとく、毎日子供たちが自然に集まって来ており、その内部には、子供達の入学式、成人式時の写真が飾られ、子供を軸とした活動により成り立ってきているのがわかる。しかし、最近では、子供の数も減り、子供会活動も滞りがちで、今後の活性化が課題である。

概して A 団地自治会は、全体的にまとまりがあり、活動も活発である。その要因として、次のようなことが考えられるのではないか。

- ①自治会集会所という住民が自由に集まれる場所があり、毎日機能しているということ。

役員には、女性が多く集会所には頻繁に足を運び、活動的である。自由に入り易い雰囲気ですぐに住民が集まり、語り合う場所があると、地域自治活動は活発になる。この場で出来た、さまざまな奉仕活動を行う「おやじ会」は、活動の場を、団地内から地域学区へと広げて行った。

- ②自治会加入率が 100%であるということ。

団地という性質上からか、自治会への加入が強制であることに、問題は見受けられない。

- ③団地内でのトラブルや困りごとを相談できる身近な上位組織があるということ。

この場合は、県の住宅供給公社がその役割を果たしている。自治会内で処理が難しい事項が出て来た時に相談できる身近な組織があり、明確になっていることは、自治活動をする上で心強いのではないか。

6 節 市営 B 団地自治会

1) 調査方法

- ① e メールによる質疑応答

・調査期間 : 2009年10月4日から12月17日まで計15回

- ②直接面談による聞き取り

・調査日時 : 2009年10月23日17時半～19時

・調査場所 : 自治会集会所

・調査対象者 : 自治会長

・調査担当 : 嘉数 学

2) 歴史的経緯

那覇市西部に位置する市営 B 団地は保育園や児童館を有する複合施設である。その入居者によって構成される市営 B 団地自治会は30年の歴史を持ち、会員相互の親睦と生活の向上を図るべく自治会活動を続けている。今回、自治会の実態調査の対象として集合住宅に注目したのは都市部における自治の在り方を探る上で良い指標になると考えたからである。なお、団地内における自治会活動であるため調査は歴史的経緯よりも活動内容に重点を置いた。

3) どのような仕事をしているか

● 主な年間行事

5月) 定期総会：前年度の決算報告と本年度の予算、役員、行事、役員手当等
の承認、波の上例大祭への参加：実行委員、パレード、演舞大会、のど自慢大会等

7月) ラジオ体操

8月) 夏休み特別行事：子ども会の海遊び、水泳教室、親子交流バーベキュー大会

9月) 敬老会：団地内に住む70歳以上の方を対象にしたお祝い

10月) 難聴福祉を考える会による講演会と補聴器の無料調整

11月) 年末チャリティーバザー：売り上げを赤い羽根、歳末助け合い、
ユニセフに募金

12月) 忘年グランドゴルフ大会

1~2月) 各棟親睦会：懇親会と役員選び

3月) 視察研修

● 定期行事

・交通安全指導（平日の朝、夕刻）

・全体清掃（第4日曜日）

・古紙回収（適宜）

・家庭用てんぷら油回収（第4日曜日の清掃後）

・定例理事会（第1日曜日の午後6時～）

・ふれあいデイサービス（第2、第4金曜日の午後2時～4時）

4) どのようにすべき事が決定されているか

事業及び予算は5月の定期総会で審議、承認されるが、合意形成手続きの具体的な内容は回答を得られなかった。

5) どのように実施されているか

自治会長を中心に活動は進められるが、役員の役割分担がはっきりしており組織的な運

営が目立つ。

- ・監事－2名：自治会の会計並びに会長の会務執行を監査する。監事はその他の役員を兼ねる事は出来ない。
- ・会長－1名：この会を代表し、会務を執行する。
- ・副会長－3名：会長を補佐し、会長の事故あるとき又はかけたとき会長を代行する。
- ・総務部－部長1名 副部長1名：講演会や忘年会、視察、研修担当
- ・婦人部－部長1名 副部長1名：なんみん祭の踊りや雑務、敬老会、バザー担当
- ・育成部－部長1名 副部長1名：子ども会の育成事業担当
- ・理事－1～6号棟から数名：各棟を統括し、棟会の決定事項並びに棟の要望事項を理事会に提案し審議する。
- ・児童民生委員：不登校の児童や家庭支援、引きこもりの対応
- ・環境美化部員－3名：各棟で毎日ゴミステーションの衛生管理を担当
- ・専門部部員－現在4名：サポーター的役割

6) どこから活動資金を得ているのか

各戸から毎月徴収する自治会費 1000円×210世帯×12ヶ月を基本とし、その他には自動販売機による雑収入、補助金、寄付金からなる。

なお市営B団地では自治会費の半額免除と全額を免除する制度がある。

7) メンバーシップ

この会の会員は市営B団地に入居している全世帯で構成し、資格は団地に入居した時に取得し、退居した時に失う。ただし、この会の趣旨に賛同する者は準会員とすることができる。

8) 自治組織の法的位置づけは何か

任意団体

9) 自治体における位置づけは何か

明確な位置づけは無く、任意である。

10) 役場と住民自治組織との協議の場はどのように設定されているか

那覇市市民協働推進課が月に一度自治会長会議を開催している。

11) 自治体役場内で上記の情報を把握しているのはどこか

那覇市市民協働推進課

12) まとめ

市営 B 団地は併設する保育園や児童館の影響もあり、子ども会の活動が充実している。また、これらの施設や施設を利用する父兄の出入りもあって、地域に開かれた印象を受ける。自治会の活動内容を見ると地域の祭りやイベントにも参加しており、地域社会との交流が比較的スムーズに行われている事が分かる。

一方、団地に入居する者は全て自治会に加入する事になっているため、会員の要求や不満をどう調整するかが自治会運営の鍵となっている。例えば自治会費を徴収する際にも「調整」がある。那覇市の福祉政策により団地入居の資格が母子・父子家庭、高齢者、身体障害者、多子家庭や低所得者層となっているので会費に対する要求や不満への対応は切実な問題である。とは言え、会費を簡単に免除する事は出来ない。真面目に会費を納める者から不満が出るからである。そこで本当に家計が苦しい会員には全額免除し、そうでない会員にはせめて半額を納めるよう説得する事で自治会全体をまとめるとのことである。自治会費の全額免除や半額免除といった一見単純な制度の中に苦心を重ねた跡が伺える。

その他にもリサイクルを奨励するための補助金制度を利用した取り組みも注目すべきものがある。団地内の定年退職者が中心となって古紙を回収し業者に売り渡すのであるが、その時の領収書は自治会が預かることになっている。後に補助金を申請する時に役所に提出するためである。これなら実際に汗を流すお年寄りに小額ではあるが現金収入が生まれ、自治会側にも補助金がおきる。自治会活動を円滑に進めるための創意と工夫がこの事例を通して見て取れる。

自治会が住民の要望や批判に真摯に対応する事、そして住民もお互いに話し合い、折り合いをつける事から住民自治は始まるのではないか。団地内での自治であり那覇市全体から見れば小さな事例かも知れないが、住民自らの努力で自治が育つ事を証明する貴重な実例でもある。

市営 B 団地自治会の特徴としては、

- ① 自治会活動が団地の外にまで及び、地域社会の活性化という点で大いに貢献している。
- ② 親睦行事や清掃活動、地域の祭りやイベントへの参加など自治会活動が充実している。その理由として自治会費による安定した収入が挙げられる。
- ③ 団地内の自治会なので、その活動は会員の身近な所で行われる。この状態では内部からの批判にさらされやすくなるが、運営の透明化と自治の深化という点では良い影響をもたらした。

などが挙げられる。この様に自治会の運営は比較的良好なのだが、スケジュールが過密で役員の間では負担が重いとの認識が強い。この問題を解決する方法として地域住民や関係する団体との協議の場を設け、役割分担を調整する等の処置が考えられる。

結節

地域自治組織という観点から那覇市の地域特性をみると、①戦前には伝統的な地域共同体が存在したが、沖縄戦に伴う地域コミュニティの破壊や戦後復興期における市街地化や都市化に伴う新住民の大量流入により、伝統的コミュニティの維持が難しくなり、今後、地域特性に即した地域自治組織の再生が必要な地区と、②県営団地や市営団地、那覇新都心地区のように、全く新たに地域自治とそれを担う地域自治組織を設立する必要がある地域に分けることができる。

調査の結果、地域コミュニティを再生する場合でも、新設する場合でも、軌道に乗せるために必要な要素や条件は大枠では共通している。異なるのは、それぞれの地区が有する地域特性や所与の条件が異なることに起因する若干の相違のみである。

地域コミュニティの再生もしくは創設に際して重要なことは、以下のように整理することができる。

- ①地域コミュニティの活動拠点となる中核施設が存在する。
- ②地域コミュニティ活動をリードできるキーパーソンが存在する。
(できれば、キーパーソンと中核施設はセットが望ましい)
- ③中核施設とキーパーソンを中心に地域のネットワークが形成されている。
(まちづくりNPOなどパートナーとなる外部組織があればなお良い)
- ④祭りやイベント、子供に関連する行事など、地域をつなげる仕掛けが存在する。
- ⑤以上を支えるために必要な財政が安定的に確保できる。
(不動産収入などの自主的な財源があればなおよい)

この他、多くの事例を通して見えてきた課題として、地域自治組織の持続性の問題がある。この問題は、具体的には、若い世代の参加促進や次世代への継承という形で認識されている場合が多いが、残念ながら、これに成功していると言い切れる事例は少ない。ただし、キーワードは浮き彫りになってきており、それは「地域への愛着」である。つまり、

⑥地域への愛着が地域自治への参加に繋がり地域自治への参加が地域への愛着に繋がる。ということである。

最後に、序説において、調査にあたっては「地域自治あるいはそれを担う地域自治組織というものは必要不可欠なもので、意識的・人工的に再生すべきものなのかどうか」については不問とし、「とりあえず、調査目的を、安全・安心で住みやすい地域づくりのためには、地域自治とそれを担う地域自治組織の充実が不可欠であり、それに成功している地域事例を調査し紹介することにより、今後の那覇市における地域再生の参考に供することとする」としたが、子供の安全等に関する地域の必要性から創設に到った銘川新都心地区に顕著なように、安全・安心で住みやすいまちづくりのためには、地域自治及びそれを担う地域自治組織の充実が有効であるとの認識を期せずして得ることができた。このことは多かれ少なかれ、他の事例からも実感できることであり、望外の成果といえる。